

令和6年第15回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和6年11月1日（金）
- 2 場 所 宝塚市役所 大会議室
- 3 開会時間 午前 9時30分
- 4 閉会時間 午前10時45分
- 5 出席した委員の氏名
赤井 稔教育長、木野 達夫委員、松浦 一枝委員、石井 克馬委員及び春日井 敏之委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部部長	高田 輝夫	教育企画課長	岡本 進
社会教育部長	番庄 伸雄	職員課長	奥田 利富美
管理部次長	上治 秀臣	施設課長	吉長 円
管理部次長	池本 和義	学事課長	蛭子 元春
学校教育部次長	西口 信幸	スポーツ振興課長	赤松 裕介
		教育企画課係長	板垣 慎一郎
		施設課係長	植田 涼介
		施設課係員	石田 理子
		施設課係員	小澤 英一郎
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題
報告第10号 専決処分した事件の承認を求めることについて
報告第11号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和6年度教育委員会所管一般会計補正予算（第6号）（案）の提出について意見を申し出ることについて意見を申し出ることについて）
議案第24号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて
議案第25号 工事請負契約（市立小中学校屋内運動場外空調設備等整備事業について）の締結について

会議の概要

開会 午前 9時30分	
赤井教育長	令和6年第15回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。 傍聴希望の方はいらっしゃいますか。
岡本課長	おられません。
赤井教育長	本日の署名委員は春日井委員です。よろしくお願いします。 本日の付議案件は、報告事項2件、議決事項2件です。 それでは、進行について事務局からお願いします。
岡本課長	本日の付議案件は、報告事項2件、議決事項2件です。 案件については、一覧のとおりです。 審議の順番としましては、報告第11号、議案第25号、議案第24号、報告第10号の順でお願いします。 なお、報告第10号につきましては教職員の個人に関する内容を含むため、非公開での報告とさせていただきます。 また、人事に関する内容のため、職員課と事務局以外の職員は退出いたします。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
赤井教育長	それでは、報告第11号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和6年度教育委員会所管一般会計補正予算（第6号）（案）の提出について意見を申し出ることについて）、担当課より説明をお願いいたします。
岡本課長	報告第11号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和6年度教育委員会所管一般会計補正予算（第6号）（案）の提出について意見を申し出ることについて）、内容を御説明申し上げます。 本件は、令和6年度一般会計補正予算（第6号）（案）のうち、教育委員会関係予算に関しまして、令和6年12月市議会（定例会）に議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に次の予算案をもって意見を申し出るものです。 本来であれば教育委員会の会議においてご審議いただくべきものですが、財政当局による予算査定の査定結果の通知以降、市議会提出議案を審

議する本市都市経営会議において12月補正予算案が審議されるまでの間に教育委員会を開催することが困難であったことから、宝塚市教育委員会事務決裁規則第7条第1項に規定する「緊急やむを得ない時」に該当するものとして、専決処分したものです。

予算について、説明いたします。

議案令和6年度教育委員会所管一般会計補正予算（第6号）（案）につきましては、歳入予算を3107万9千円減額し、総額を17億6913万9千円といたします。また、歳出予算を6498万9千円減額し、総額を61億8113万8千円といたします。

4ページをご覧ください。

第1表の歳出歳入予算を補正としまして、各部各課の真ん中の色掛けしている部分からが今回の補正部分になりますけれども、歳入歳出の増減を示しております。

歳入歳出がそれぞれが減額となっております。

6ページをご覧ください。

一覧に沿ってご説明をさせていただきます。内容につきましては、歳入が12件、歳出が17件となっております。

そのうち、歳出の5件が入札差金等の不要額を減額するもので、歳出の減額に伴って必要な事務予算が減ることから、歳入を1件減額いたします。

また不用額や事業債の減額の部分を差し引きますと、歳入は822万1000円の増額、歳出は427万2000円の増額要求、増額となります。

主なものについてご説明を申し上げます。

まず、教育企画課No.2から5特別支援学校運営事業の歳出につきましては、前回定例会で、養護学校の校名変更に係る条例改正について可決いただいたところですが、校名変更に伴って新調する校章旗、表札、バステッカーなど諸費用148万6000円を計上するものです。

続いてNo.12と13、学事課の歳出の施設等利用給付交付金返還金につきましては、市立幼稚園の預かり保育利用者に対する利用給付金が概算で

交付されておりましたが、令和5年度の給付認定申請数が概算より少なかったため差額92万6千円を国・県に返還するものです。

続いてNo.16、教育研究課の歳入につきましては、県の重点施策と連動した市単独事業への補助金として、スクールネット活用事業のICT支援員派遣業務委託が対象となりましたので、補助額235万1千円を計上するものです。

その他、企業や基金から寄附を複数いただきましたので、それぞれ活用するための歳入歳出を要求しております。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

赤井教育長

ありがとうございます。

それでは、何かご質問はありますか。

石井委員、お願いします。

石井委員

ハーフマラソンの件なんですけども、昨年度ハーフマラソンだけで見た収支報告はなかったような気がします。予算は足りていたのですか。

番庄部長

昨年度の収支状況は、結果的には補正予算を700万増額いたしまして、収支の方ということになったということです。今回は1000万円の予算を用意いたしまして実施する流れなんですけど。

今のところ、懸念されました参加者数については昨年を40%ぐらい上回ってまして、昨年度3510人で、結果的には市の補助金で700万ほど積みました。

今年につきましては、最初から補助金を1000万くらいとして募集いたしました。その結果、今のところ4300人ぐらい参加者が集まっていますので、収支状況としてはかなり改善されてるという状況です。その分、支出の金額が増えます。昨年は確かに参加者が思うように集まらず、700万の積み増しを補正予算という形でお願いしたという状況です。

石井委員

歳入の15万円はなんでしょうか。

番庄部長

今年、収支不足が懸念されましたので、クラウドファンディングもやってみたんです。募金活動をしまして、その特典として1万円か2万円寄附し

石井委員

ていただいたら参加料を無料にします、というような形でやりましたところ、約20人ぐらい集まりました。その方の分の金額が5万円、それから一般の企業からこのマラソンに使ってくださいという寄附が10万円ということで、15万円を寄附いただいたということです。

番庄部長

クラウドファンディングの方ですか。

そうなんです。

クラウドファンディング、内訳の方もうちちょっと丁寧に説明しますと、企業の方から応援したいという寄附が10万円、それから、個人からの参加料分を割り当てていただいたのが5万円、合計15万円です。

今のところ収支状況はなんとかいけそうです。

PRのためにクラウドファンディングしたということです。

赤井教育長

よろしいですか。

他に何か質問等、意見も含めてございませんか。

委員

(なし)

赤井教育長

それではないようですので、報告第11号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和6年度教育委員会所管一般会計補正予算（第6号）（案）の提出について意見を申し出ることについて）はご承認いただけるということでよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。

続きまして、議案第25号 工事請負契約（市立小中学校屋内運動場外空調設備等整備事業について）の締結について、担当課より説明をお願いします。

吉長課長

議案第25号 工事請負契約（市立小中学校屋内運動場外空調設備等整備事業 整備工事）の締結について意見を申し出ることについて、提案理由及び内容をご説明申し上げます。

本件は、市立小中学校屋内運動場外空調設備等整備事業 整備工事の工事請負契約を締結することについて、令和6年12月市議会に議案を提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の

規定により、市長に意見を申し出るものです。

内容としましては、別紙「事業契約書別紙1対象施設の所在地」記載の市立小学校22校及び中学校12校の屋内運動場34棟並びに市立スポーツセンターの武道館（柔道場及び剣道場）1棟への空調設備等整備を講じるため、20億6827万5千円で、神戸市灘区都通2丁目1番12号、代表企業のテラマエ設備工業株式会社神戸営業所及び姫路市安田4丁目100番地、株式会社二神建築事務所、宝塚市川面2丁目1番31号、株式会社川南ファシリティズを請負業者として契約を締結しようとするものです。

主な工事の概要は、市立小学校22校及び中学校12校の屋内運動場34棟に空調設備等及び非常用発電設備の整備を、市立スポーツセンター武道館（柔道場及び剣道場）1棟に空調設備の整備を行います。工期は15か月で、令和8年3月31日までに完了する予定です。

契約締結については、別紙「工事請負契約（市立小中学校屋内運動場外空調設備等整備事業整備工事）の契約締結について」のとおり、事業概要については、別紙「市立小中学校屋内運動場外空調設備等整備事業事業説明資料」のとおりです。

少し説明をさせていただきますと、16ページの工事請負契約締結についてということで、工事期間として説明を始めさせていただきました。

工期は15か月ですけど、実際には12月議会の議決が12月末ですから、完了予定は令和8年3月31日ということです。契約金額は先ほど説明させてもらった20億6827万5000円ということです。

表を見ていただきますと、2社応募がありまして、プロポーザル審査会での審査結果の上、総合評価点の高いテラマエ設備工業（株）に決まったという形になっております。

特徴としましては、価格が次点候補者と比べて約1億円ぐらい安くなっている。設備の能力についても、30%ほどテラマエ設備の方が能力が上のものを付けている。また、体育会館の施工実績について、テラマエ設備の方が姫路市や社市の方にも施工実績があったというようなこともありま

した。

次に19ページの事業説明資料を見ていただきたいと思います。

まず中ほどの業務概要です。

停電時に発電機能を有するガス式の空調設備を、屋内運動場に整備します。

整備によりということで、①空調は全ての学校に整備し使用できます。その上で、②なんですけど、災害時、停電しても空調使用、屋内運動場トイレ照明点灯、非常用コンセント（新設）が使用できます。これも全校です。

その上で提案が来たのが、大規模災害時、都市ガスの供給が途絶えた場合についてです。

それについてPAジェネレーターというものを設置させていただいて、電気、都市ガスとも供給が途絶えたとしても、自主避難所の6校と西谷小中学校については、先ほどの②の6で空調使用と屋内運動場のトイレ、照明点灯、非常用コンセントが利用できるという形になります。

次のページの20ページを見ていただいて、事業の流れについて説明させていただきます。

2段目ですけど、施工業務ということで直ちに現地調査を進めていきます。

第1期につきましては、春休みまでに設計を行い、春休み中に工事を開始し、第1期の工事を3月の春休みから大体6月末までやっていく予定です。

それにつきましては、自主避難所含めた7、8施設を進めていく予定でございます。

第1期を進めていく中で、第2期の設計委託も準備させていただいて、第2期を夏休みとします。その中で大規模校4校を含めた約20施設を夏休み以降に完了させていきたいと考えています。

残りの7、8校につきましては、第3期ということで冬休みに行う予定です。

大体1期、2期、3期、各々が春休み、夏休み、冬休みの休みを利用しながら工事をやっていく。1年中どこかの学校で工事をやってる、という状況でございます。

21ページの隣の表を見ていただきますと、学校現場で1番協議されたのが、体育館の内部を使用できない日程についてです。

それにつきましては、この表の中で、学校工事は大体2ヶ月で終わるんですが、そのうちの約14日程度が、工事のため体育館内部を使用しないことが求められます。それを学校と十分協議しながら、スケジュールとかも含めて検討していきたいと考えております。

次に22ページですが、これが先ほど説明しましたPAジェネレーターといって、ガスの供給先がない時には、この絵の中で左側のプロパンガスを設置させていただいて、都市ガスが流れてこなかった時には切り替え装置としてこのプロパンガスを使用して、PAジェネレーターを使って都市ガスと同じガスの圧を制御しながら、屋外の動力を動かしていくという形になります。

23ページ、学校体育館は土日などの休みの日に、学校以外のスポーツ団体などに貸し出され、活動で使用されたりします。そういった団体が空調を利用する場合は、光熱水費の実費として費用を徴収することを考えており、課金制御盤というものを設置します。学校の先生につきましては、この課金制御盤にテレホンカードみたいなのを挿したら、自動モードで解除できるという形になります。

それ以外の方につきましては、今Pay Payとかau Payとかいろんな支払い方法がキャッシュレスであります。それが活用できるような形で支払いができるということで、学校に現金を徴収する事務を負担させないよう、キャッシュレス決済を導入します。それで操作ができれば、あとはリモコンと、空調設備ですので、通常の空調と同じ扱いとなります。

24ページの写真の部分見ていただいたら大体の概要がわかるんですけど、学校にはこういう2階部分に、窓を開けるための通路ができています。この通路下に室外機を約8台から10台くらいおいて、体育館の子ど

もたちがいるエリアを冷やしていこうという風に考えています。

室外機につきましては、このイメージ的に3つがあるんですけど、メッシュフェンスで2台から3台、学校によって2台のところもあるんですけど、大体2台から3台室外機を設ける。

あと、武道場の室外機については、天井裏に天井埋め込みカセット型を設置。室外機がどうしても学校の授業に、騒音とかにより煩い場合がありますので、そういうのは距離を置いて防音フェンスをしていこうと考えています。

以上でございます。

赤井教育長

ありがとうございました。

そうしましたら、何かご質問はありますか。

石井委員、お願いします。

石井委員

まず工事概要21ページの方です。

2週間ちょっと体育館を使用しないことが望ましいとあるんですが、これはスポセンの武道館も同様に、使用しないということですか。

赤松課長

そうですね。

工事をしている最中は天井に取りつけますので、スポーツセンターも施工時期につきましては、一旦、利用者が利用できないようにする必要があると思っています。

石井委員

では、スポーツ教室とかは止めるんですか。

赤松課長

そうですね。

石井委員

その後はどうするのですか。あちら側に任せる感じですか。

赤松課長

スポーツ教室につきましては事前に周知しまして、大体2ヶ月前ぐらいから予約抽選が始まりますので、そもそも予約は出来ないようにします。それより前にはその旨報告して、指定管理者でやっておりますスポーツ教室などの実施事業については一旦取り止めるという感じです。

あと、利用者その他につきましては、早めの周知を行って、代替施設を案内できる場合は、案内いたします。例えば剣道とかでしたらメインアリーナとか、サブアリーナ、別のところでできたりもしますので、そういっ

たご案内をさせていただく。

あと、春の時期はどうしても大きな大会がございますので、その時期につきましては少し施工期間を避けるようには調整していきます。

石井委員

わかりました。

あと、使用スケジュールのですね、20ページの方なんですけども、モデル校の設定とかですね。

学校の約半数が年度途中から使用開始ってことなんですけど、これはまだ決まってないですか、モデル校も含めて。

植田係長

モデル校に関しましては「中山五月台中学校」をモデル校と設定しています。

石井委員

なるほど。

この辺りPTA協議会などへの連絡はどうされるのですか。

約半数は早いところで夏ぐらいから使えたりするんで、この差が生まれる訳なんですけど、PTA協議会への案内はどう考えられていますか。

高田部長

PTA役員会にはお話はしています。この契約が終わったら、PTA協議会の方には土曜日にはお伺いしてお話する予定です。

石井委員

年度途中から使える約半数の学校は決まっているんですか。

吉長課長

表の以下に学校名が書いてあり、ここは決まってるんですけど、それ以外については業者の方の提案で、近接の学校と一緒にまとめて施工すると効率が良くなりますので、どこをまとめるか業者の方が検討しているところです。全ての学校が完全に固まってる訳ではない。ただ、まとまった期間としましては、夏休みが1番休みが長いので、業者さんとしてはその期間に工事をやりたいなと考えています。

石井委員

第1期はもう決まってるってことなんで、この辺り、さっきも言った通り体育館が使用できる期間に差が生まれるんで、丁寧にPTAの方には案内をお願いします。

あと、目的外使用は、年度当初は使えないところがありますか。

吉長課長

一応、今はこの令和8年3月超えた4月1日から使用できる状態にする予定です。

- 石井委員 来年の前後を一斉にってことですか。
- わかりました。
- 春日井委員 この事業の1番大きな目的ってなんなんですかね。
- 災害時対応ということですか。
- 植田係長 教育環境の熱中症対策です。
- 春日井委員 要するに、体育館に空調を入れようっていう、そういうことですよね。
- 高田部長 大きくは2つですね。
- まずは災害対策と、それと教育環境整備です。
- この2つが大きな目的です。
- 春日井委員 教育環境というと、授業と、それから中学校なんかの部活動とかありますよね。
- だから夏休みに工事に入っちゃうと、その時期はしょうがないとは思いますが、体育館使ってる部活動は、その時期は使えないっていうことですよ。
- 吉長課長 2週間ほど、14日間ちょっとの期間です。十分学校と協議をしていこうと思ってます。
- 春日井委員 あと、その社会体育で、学校の時間外になる夜とか民間に貸し出してっていうことも当然影響はあると思いますけど、災害対応と教育環境と、それから社会体育とかそういう社会的な活用、その3つぐらいかなと思って聞いていました。わかりました。
- あと、その自主避難場所6校って書いてあるんですけど、自主避難場所と6校。他の学校はどういう扱いになってますか。
- この自主避難っていうのは、どういう意味合いですか。
- 吉長課長 台風がきますと、まず役所が6か所の指定されてる学校を避難所として開けますが、その6か所です。
- その他、地震とかになると、もうその地域によって開けるところが変わっていきますので、そこについては都度判断になると思います。
- まず、大雨などで自主避難所として開設するのはこの6校なので、その6校は早めに施工完了して引き渡せば、秋ごろの台風シーズンには間に合

春日井委員

うだろうということで、まずこの6校を先にやりたいなということです。

なるほど。その、大震災とかそういうことじゃなくて、心配の方はこの避難場所を活用してくださいっていう、そういう意味での自主避難ということなんです。わかりました。

吉長課長

全ての学校で体育館が避難場所としてリストされています。

春日井委員

だから、その自主避難なんてことの意味合いが、ちょっと分からなかった。

岡本課長

補足です。

基本的に、大雨警報、洪水警報のケースが大半だと思うんですけど、いきなり警報が出たから全避難所開けるとなると、事務局の対応が大変だと思いますが、ただ、不安な方もいらっしゃるというところもありますので、避難所というのを設けます。

避難所といっても、基本的に行政がきっちり設営し、その自主避難場所も行政が鍵を開けたりしていますが、位置付けが若干違うのは、自主避難場所、今正式には7箇所なんですけれども、自主避難場所を開ける時は、食料品などは基本的に自身で持ってきてください、ということになります。

自主避難なので、避難所ではありませんので必需品などは持ってきてください、っていう形を取りつつ、場所は一定利用できますという形で、避難場所として開設する。

大雨とか洪水がひどくなってきて長期間化して、もうちょっと広げないといけないとかいうことになりますと、一般的に法律でいうところの避難所、「指定避難所」と呼んでいるんですけど、避難所を開ける。

数もですね、市の避難所に指定してる場所がハザードマップ上浸水区域に入ってる学校もありますので、そういったところは開けられないということもありまして、基本的に大雨の場合は20か所だったかな、を開けるということです。

大地震のような場合、先日の能登の地震のようなケースですけども、その場合も全部避難所を開けるんですけども、全部開けるっていう規模に

春日井委員

なりますと42か所、スポーツセンターが今度増えまして、42か所が、段階踏んで避難所として開けていくというような流れになりました。

赤井教育長

分かりました。

他に、何かありますか。

石井委員

PAジェネレーターを今後、全校に入れていくという予定はないんですか。

吉長課長

元々、そのPAジェネレーターは、市が募集をかけた時、費用がすごく高い高価な物なので仕様にあげてなかったんですが、地震とか災害についての提案くださいって募集したところ、一応、資料提供したら自主避難所だけはやりましょうか、と業者の方から提案がありました。一応導入してみようかな、これからきちっと維持管理もしてくれるので、そういう状況をみながら、また総合防災課とかも相談しながら、今後どうするかっていうのは検討していきたいなと思います。

石井委員

なるほど。

赤井教育長

他にご質問、ご意見ございませんか。

それではないようですので、議案第25号 工事請負契約（市立小中学校屋内運動場外空調設備等整備事業について）の締結については、原案の通り可決でよろしいでしょうか。

委員

（承認）

赤井教育長

ありがとうございます。

続きまして、議案第24号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、担当課より説明をお願いいたします。

蛭子課長

それでは議案第24号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和6年12月市議会（定例会）に議案を提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市

長に意見を申し出るものです。

条例の新旧対照表をご覧ください。

条例改正の内容につきましては、物価が高騰する中、学校給食の質を維持し、安全安心な学校給食を安定して提供するため、学校給食費の改定を行おうとするものです。

具体的には、1食当たりの学校給食費は、条例第3条第2項第1号において小学校と特別支援学校が『230円』であるところ『270円』に改め、40円の増額改定を行い、同項第2号において中学校が『270円』であるところ『315円』に改め、45円の増額改定を行おうとするものです。

また、アレルギー対応等の理由で給食の一部が実施されなかった場合には、条例第3条第3項において、牛乳、米飯、パンの区分を同項各号で列記して、その区分ごとに市長が別に定める額を学校給食費から控除することとしています。令和3年4月1日から副食の提供停止の対応を実施し、それに伴い同様に控除する取扱いに変更していますので、今回の条例改正に合わせて所要の整備を行おうとするものです。具体的には、副食が控除の対象となったことから、条例第3条第3項において区分を列記する必要がなくなりましたので、『給食の一部』として規定を整備しています。

提案理由の説明は以上です。

引き続き、学校給食費の改定についての詳細については、参考資料を元に説明させていただきます。

資料10ページの方をご覧ください。

まず、学校給食費の改定について、提案理由説明でも申し上げましたが、概要としましては、原材料の物価高騰が続く中、学校給食の質と水準の確保・維持するため、学校給食費を現在の1食当たり小学校の230円から270円に、中学校の270円を315円に改定しようとするものです。

これまでの経過及び背景についてでございますけれども、本市の学校給食費は、平成26年4月の消費税率5%から8%の引き上げに伴い、1食

当たり消費税相当額として、小学校で220円から230円に、中学校で260円から270円に改定しまして、現在までの10年間実施をしてきたところでございます。

これまでの間もですね、物価上昇が続く中、献立の部分等により栄養バランスを考えた学校給食を提供してまいりましたけれども、令和3年以降の大幅な物価高騰によりまして、これまでの給食提供は困難な状況となっております。

こうした中、令和5年9月から令和7年3月までにつきましては、国の物価高騰対応重点支援、地方創生臨時交付金を活用しまして、小学校で1食30円、中学校で1食35円を補填して対応しておりますけれども、令和7年4月以降の国交付金の目処が立たないことでありますとか、昨今の物価高騰に加えまして、令和6年度の新米から米の価格が上昇していることなどから、学校給食の質、水準の確保及び維持が困難な状況になりました。

次に、2の改定の詳細についてご説明させていただきます。(1)にありますとおり、物価高騰は各家庭の日常生活にも大きな影響を及ぼしておりますまして、学校給食費の改定により、保護者の更なる負担となることから、保護者の負担にも配慮した上で、今回の学校給食の質、水準の確保、また維持をすることを目的とします。

改定案といたしましては、(2)にありますとおり、小学校で1食当たり40円、中学校で1食当たり45円となります。

この場合は、年間値上げ額は、小学校で7200円、中学校で8010円となる見込みでございます。

改定額の根拠としましては、現在国交付金を活用している小学校30円、中学校35円に加えまして、米及び小麦の高騰額である10円を足した金額としております。

11ページの方、ご覧いただいてよろしいでしょうか。

大きい番号の3、保護者への意見聴取の状況についてでございますけれども、本年8月26日(月)に開催した保護者(PTA)、学校長、教諭、栄

養教諭、給食調理員それぞれの代表者と管理部長、管理担当次長で構成する学校給食運営協議会において、学校給食費の在り方（改定）について協議したところ、学校給食の質は維持すべきや、より充実するために学校給食費を改定するよう意見がまとめられました。

また、本年9月14日（土）に開催された宝塚市PTA協議会において、学校給食費の在り方（改定）に関する学校給食運営協議会での協議結果と現在の学校給食の現況を説明したところ、物価が下がった時の対応や経済的困窮世帯への対応への質問がありましたが、学校給食費の改定には意見はありませんでした。

今後の手続きについてですが、本日の教育委員会でご審議いただきました後、11月12日（火）の都市経営会議に提出しまして、12月市議会に議案を提出するという流れになります。

最後に、今後の物価高騰への対応についてです。

今後、物価高騰に応じて適時適切な改定が必要となります。そのためには、毎年、学校給食運営協議会において、物価と学校給食の現況の分析結果を公表し、物価に応じた適正な学校給食費について検討することとし、その上で必要に応じて改定を検討します。

長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

赤井教育長

ありがとうございます。

それでは、何かご質問はありますか。

石井委員、お願いします。

石井委員

前年度も同じようなことをやったと思うんですけど、交付金はもう今回いよいよ出ないということですか。

又は出るのであれば、またこの話はなかったとか、給食費の改定はなしってことはあり得るのでしょうか。

高田部長

国の新政権もまだ落ち着いてない中で、交付金の方向性が出てないんですけども、一部では交付金が次年度以降も出るんじゃないかっていう阪神間の中での情報があります。

石井委員

そこはしっかりと情報収集した上で、今度そこに当てるかどうかというのは、今度市の内部決定が必要になってきますので、当然、教育委員会としては保護者負担を少しでも軽減するために給食費に充ててほしいという風な申し入れは財政当局にしていこうと思うんですけど、最終的に市が意思決定した上でこの給食費に充てるということであれば、この条例改正の方法も少し変えていかないといけなくなってくると思います。

併せて、前年度やり取りしたやつですね。

実施されなかった給食、細かく牛乳、米飯、パン、って書いてあるっていうの。これ多分給食費の改定がなかったから、昨年度も改定しなかったと思うんですけど。

給食費の改定が見送られても、ここだけは改訂しちゃう、とかっていうのは難しいですか。

実際もう、副菜止めてる子は、その分免除されてますよね。

高田部長

はい。

石井委員

もう既に条例と一致してないですよ。

高田部長

そこだけでも直せば、ということですね。

蛭子課長

現在は特別決裁という形で対応してる状況ですけれども、もし値上げの改定にならなかった場合、この部分だけの改定をするということを、検討していきたいと思います。

石井委員

毎年同じことやってるんで、可能であればどうにか出来ないかなと。

蛭子課長

そうですね。

春日井委員

今の議論に関連するんですけど、10ページのところ見ると、公金がないという前提で、その分を上積みせざるを得ないということですね。

実質価格高騰分は、10円であるという建付けになっていますよね。

国からの公金が出れば、10円の値上げでいいわけですか。その辺りはいつ確定をするのか。

つまり条例で値上げを決めちゃって、いや実は公金出ましたみたいなことになったりはしないかとか、その辺りはどういう仕組みになってますか。

岡本課長

やり方は色々あります。

改定して上がった後の給食費を例えば270円とします。上がる前とどの程度の額をその交付金に充てられるかっていうことは、交付金が出た場合に、12月議会で一旦その270円まで上がりますというのを可決します。実際4月から給食が始まりますので、翌年度3月議会の段階で、例えばその30円とか20円相当の交付金を当てられる部分については、保護者から徴収しない、みたいな規定を一本入れて対応する、というのは方法としてあり得るかなと思います。

春日井委員 この交付金って、ピンポイントで給食への交付金っていう、そういう名目でくるんですか。あるいは、金額でばくっと、交付総額としてくるっていう、そういうことですか。

岡本課長 個別に1件1件になるんです。例えばその、給食であれ、学校の光熱水費であれ、この交付金に含まれています。令和3年、一定基準の時期を定めて、そこからどれだけ値上がりしてるかっていうのを計算しています。

赤井教育長 名目や金額を指定してこない。

岡本課長 どんな時でも補助金交付金はそうなんですけれども、一定パッケージがありまして、こんなものには充てれると決まってる。

高田部長 聞いているのは、その国が指定してくるのか、こちら側に裁量があるのかということですね。交付金にはメニューがあって自治体に裁量があるので、実は自治体によっても交付金は使っていない自治体と、使ってる自治体と阪神間でも分かりますね。

春日井委員 ですよ。で、うちは使っていたんですよ。

高田部長 使ってます。

春日井委員 それを使い続けるっていう判断は、なぜされないのかなと。

高田部長 まだ交付金の決定が来てないからです。

春日井委員 額そのものがまだということですか。

岡本課長 いや、交付金制度の実施そのものがまだです。

来年度にその交付金があるかどうかという話も、まだ決まってないです。

そこが去年も同じような時期に、給食の値上げの改定の議案をかけさせていただいたと思います。

あの時も、あの時点で令和6年度分の交付金があるという話がなかった
ので、一旦、給食費改定の議案を提案したという結果でございまして、今
回も、現時点で令和7年度の国の予算としてその交付金があるという話が
決まってないので、交付金を見込んだ給食の実施は現時点でちょっとでき
ない。

春日井委員 では毎年この議論しなくちゃいけないのですか。

赤井教育長 交付金がないとすれば、先ほど岡本課長が説明しましたように、一旦は適
正な給食費を決定するということになります。

その後、条例の確定した段階で、交付金がある場合は交付金を当てて、
その差額は徴収しないっていうような金額設定をするのか、その都度条例
改正するか、それを広く読み取れるように付則かどこかに書き込んでおく
っていう形になろうかと思います。

国の交付金の扱いは年度途中で補正予算を組むんですが、基本的に国と
しては補正予算を年度内に施行を下さいと言うんですね。

その時に、先ほどありました給食費に充てたり光熱水費に充てたりとい
うことで、広く市民の、国民の経済的負担を下げるためにっていうような
事例を出していきます。

ただし、それが翌年度に繰り越してよいかどうか、その年度ごとの考え
方によりますので、今年度、6年度の分も本来は5年度中に執行みたいな
補正で組まれてるんですが、6年度に繰り越してもよいということだった
ので、6年度も適用できるということになりました。

交付金の扱いについては、その都度、その都度、国から示された内容に
基づいて、市の裁量で決めていくっていう形になります。

ですから、条例上も給食費改定をしなかった場合に、そしたら市単独の
予算を充てるのか、保護者負担を求めるのかっていう選択になりますが、
まずは原則として保護者負担を求めておいて、交付金がある場合はそれを
活用するというような規定をするのが、1番対応しやすいのかなと思いま
す。

春日井委員 なるほど。

- 赤井教育長 それを一気にするのか、その都度条例を改正してやっていくのかっていう仕組みになろうかなと思います。
- 石井委員 条例上値上げをして、但し書きを1本入れておくということですね。
家庭に届くのは学校からの案内で、給食費改定について知るのですね。
- 高田部長 案内ですから、おそらく教育委員会から統一の文章があると思います。
現在の交付金を充てていることも、きちんと保護者にお知らせしております。
- 春日井委員 今みたいな説明を、保護者にわかりやすいように付記してお伝えするということをしていただきたい。

でなければ、これ、結構な額上がるじゃないですか。

実は交付金出れば保護者負担は10円で、っていうことになりますとか、それを読み取れるような、伝わるような通知が望ましいですね。
- 高田部長 はい。
- 石井委員 では、今後議会にあげる必要もなくなってくるんですね。
- 高田部長 この290円、315円という、その金額に変更がなければですね。
阪神間でも条例で定めているっていうのが、三田市と宝塚市だけでして、他の自治体は規則で定めています。ですから、こういう12月議会に上程しなくてもいいので、決定の時期が1月ぐらいでいいんですね。保護者に説明するのは大体1月以降になりますので、そこで時間のずれが出てくるので、三田市と宝塚市以外の阪神間自治体は非常にやりやすい。
- 赤井教育長 他市は規則上で上げておいて、交付金があれば適用できるように、基準の額を先に対応してるっていうことですが、うちは条例で議会の議決がいりますので。この予算の時のタイミングが難しいです。
- 春日井委員 それ、他市のように規則として、今後もしていくっていう余地はないんですか。
- 赤井教育長 議会の議決の項目を、議会の議決なしにするっていうのは、議会のチェックが働かなくなるということで、議会軽視とまで言われるかどうかわかりませんが、なかなか難しい。特に市民の生活ですとか影響する項目でもありますので、おそらく反対されると思います。

- 春日井委員 そうですね。
- 岡本課長 経過の話になりますけれども、平成27年当時、法政との協議として、基本的には食費っていうのは食材の実費にあたるものでして、実費については本来、条例事項ではないという、一応当時の総務課の考え方としてはそうなんですけれども、そもそも条例に金額を書く必要があるのかという話と、金額を確認しても、先ほどおっしゃったとおり、規則に委任するといった形にしたらどうかとか、色々法制としては提案したんですが、当時の判断では、やっぱり条例化する以上は金額はきちんと書くべきだ、という意見がありましたので、条例に明記したという経過がありまして、だから今から条例ではなく規則に規定することをやるのは、なかなか難しいことかなと思います。
- 石井委員 ただ、とはいえ議会でそんな実費をいちいち確認とか、そういう場ではないですね。
- 高田部長 議案審議の時には、多少はそういう議論にもなりますね。
- ただ、条例化されてから給食費の改定っていうのが、今回が初めてですので、最初条例化した時ぐらいですね、審議されたのは。様々な意見が出る可能性はありますけれども。
- 広く市民ではなくて、給食費の場合受益者が特定されていますので。
- その受益者の代表者で構成している学校給食運営協議会で、こまめに審議しております。
- その後、宝P協の方にもきちんとその結果も含めてお伝えし、意見聴取をしておりますので、受益者である保護者の意見はできる限り細かく聞くようにしておりますから、そうしたことをしっかりと説明すれば、議会の方も一定理解していただけたらと思っています。
- 春日井委員 公金が出るか出ないかって、毎年のことですよね。毎年のことなのに、今までは定額で維持してこられて、今回、なぜあえてそれを公金入るかどうかわかんないからその分加算しますっていうのが、議案として出てくるのですか。
- 今までも毎年、次の年度、交付金が出るか出ないかわかんないけれども、

定額で維持してきたわけですね。

高田部長

その辺の素朴な疑問っていうのはどういう風に理解したらいいですか。

去年も改正する予定だったんですね。

令和5年度については、この交付金の目処がたったので、9月から3月までということだったんです。令和6年度に向けてはもう少し早い時期にこの交付金の通知が届いてましたので、議案の上程をせず、この交付金を充てようということで決定しました。

今年は新政権の問題もあって、首相が変わったっていうところがありましたので、まだその交付金通知が届いていないっていうのがあります。

届いていない以上は、原則、改正する方向で考えないといけないということになります。去年まではもう少し早い時期に通知がありました。この時期にはもう届いていたということです。

赤井教育長

必ず交付金があるという前提にはなっていませんので。新型コロナの関係で国としては交付金を出してきた。ただ、それに合わせて物価高騰、海外の紛争の関係も含めて物価高騰だったので、併せてその交付金を広く使えるように「物価高騰対策」という形で使われてきたんですね。

国自身も電気代とかガス代が高騰してる分は、ずっと公費を投入してたわけですけど、一旦何月を持って辞めるって決めるのかですが、それでもやっぱり市民生活に影響が多いからということで、10月までまた延長した。

国もその都度、対応してるんですね。

今回、明らかにまだ次の新政権が安定してないので、電気代、ガス代に対して国が投資するというのは決定していません。

今、電気代も10月分から値上がりするって言ってるように、その都度経済情勢とかに合わせた対応を国がしてるのは間違いないです。

それに各地方自治体の地域の実情に応じて、いろんな使い方があるんだっတာというのは、交付金メニューにより選択ができます。

交付金が交付される前提という形で国が動いてるわけではないんです。

ですから、今回は特に決定が遅れるんじゃないかなと。

あるとしましたら、11月11日に臨時国会をしてからっていう話であれば、ちょっと時間がかかるかなと思いますので、原則、条例対応はしておかないと、という思いではいます。

石井委員 交付金頼みなんで議会であげといて、一筆で対応しかないですね。

赤井教育長 他に何かございませんか。

そうしましたら、石井委員が仰った条例改定は、例えば値上げがなくてもそれだけを改定するかというのは、どうしますか。

交付金頼みの状態なんで、今の改定額を設定した上で、交付金があれば交付金を充てるってような条例改正の形。

又は岡本課長の説明のように、3月にわかってるんだったら、その都度もう1回条例改正をあげるという形。

いずれの手段とするかは、私どもの方で考えさせてもらって、今回、12月議会にはこの会議のようにあげていく形にさせていただく方向でよろしいでしょうか。

書き方はまたこちらの方で任せていただければ、と思います。

よろしいですか。

委員 (はい)

赤井教育長 そうしましたら、議案第24号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについては、原案の通り可決ということではよろしいでしょうか。

新しい条件を教育委委員会事務局の方で整理しまして、対応するという
ことで、可決ということではよろしいでしょうか。

委員 (承認)

赤井教育長 ありがとうございます。

それでは、先ほど事務局からありましたように、次の議題は非公開の案件となります。

事務局と説明員以外の方は退出をお願いします。

【 事務局と説明員以外退出 】

赤井教育長 それでは、報告第10号 専決処分した事件の承認を求めることについて、
担当課より説明をお願いします。

【非公開での報告事項あり】

赤井教育長 ありがとうございました。
本日の予定の案件は以上ですが他に報告いただくことはありますか。

岡本課長 ございません。

赤井教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

閉会 午前10時45分
